

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………（食品衛生課） 11
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（中小企業課） 11

告 示

- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 11
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課） 11
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課） 11
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 12
○土砂災害特別警戒区域の解除……………（維持管理防災課） 12
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課） 12

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 12

規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月7日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第4号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
公衆浴場法施行細則（昭和23年北海道規則第118号）の一部を次のように改正する。
第2条の3第2号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月7日
北海道知事 鈴木直道

北海道規則第5号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則
北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。
別表第2の9の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第5条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、令和7年3月10日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。
また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年3月7日

北海道知事 鈴木直道
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
桜 第 2 農業用排水施設、区画整理 北海道胆振総合振興局のウェブサイト
土幌南部第2 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、除穢 北海道十勝総合振興局のウェブサイト

北海道告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、深川市宇摩地区及び鷹泊地区の換地処分をした。
令和7年3月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、由仁土地改良区が行う土地改良（三川幹線用水路地区（突発事故被害の復旧））事業の工事を令和6年10月30日に完了した旨の届出があった。

令和7年3月7日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第130号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。 令和7年3月7日 北海道知事 鈴木直道 路線名供用開始の区間供用開始の期日 道道恵庭栗山線恵庭市和光町3丁目474地先から令和7年3月7日 同市黄金南1丁目304番4地先まで午後1時 北海道告示第131号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。 令和7年3月7日 北海道知事 鈴木直道 1 解除に係る土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北二線川（I－43－0400） 2 解除に係る土砂災害特別警戒区域の表示 富良野市北の峰町（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定されていた衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第132号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月7日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分	2 落札を決定した日 令和7年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社トヨタレンタリース新札幌 (2) 住所 札幌市豊平区平岸7条13丁目2番47号 4 落札金額 30,800円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年1月28日付け北海道告示第46号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
	北海道教育庁胆振教育局告示第18号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月7日 北海道教育庁胆振教育局長 高橋宏明 1 落札に係る物品等の名称及び数量 胆振管内道立学校で使用する電力 (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 23件 合計1,651kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 23件 合計3,456,100kWh 2 落札を決定した日 令和7年2月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 バンブーパワートレーディング合同会社 (2) 住所 東京都千代田区霞が関3－2－5 霞が関ビルディング33階 4 落札金額 (1) 1,192円00銭 (2) 21円00銭 5 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和6年12月24日付け北海道教育庁胆振教育局告示第76号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁胆振教育局告示第19号

- 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
- 令和7年3月7日
- 北海道教育庁胆振教育局長 高 橋 宏 明
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- 胆振管内道立学校で使用する電力（従量電灯B）
- (1) 基本料金（1月当たりの単価） 1件 30A
- (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）
- | | |
|-------------------|-------|
| 最初の120kWhまで | 15kWh |
| 120kWhを超え280kWhまで | 0kWh |
| 280kWhを超える分 | 0kWh |
- (3) 調達予定数量 15kWh
- 2 落札を決定した日
- 令和7年2月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社SEウイングズ
- (2) 住 所 苫小牧市字弁天504番地4
- 4 落札金額
- (1) 1,087円02銭
- (2) 最初の120kWhまで 31円82銭
- 120kWhを超え280kWhまで 37円48銭
- 280kWhを超える分 40円82銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 令和6年12月24日付け北海道教育庁胆振教育局告示第78号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号